

様式第1号（第7条関係）

審査基準・標準処理期間整理票

処分の内容	危険物施設の設置・変更の許可			
根拠 法令及び条項	消防法第11条第1項			
審査基準	<input checked="" type="checkbox"/> 有（第4条第1項に該当する場合を含む。） <input type="checkbox"/> 無（根拠：第4条第2項第1号に該当） 公表 <input checked="" type="checkbox"/> する <input type="checkbox"/> しない（公表しない場合の根拠：第7条第4項第1号に該当） 【内容】 （※審査基準を公表する場合のみ記載すること。） 許可は、次の要件に適合するときに行うものとする。 (1) 法第10条第4項の技術上の基準に適合していること。 (2) 製造所、貯蔵所、又は取扱所においてする危険物の貯蔵又は取扱いが公共の維持又は災害の発生の防止に支障を及ぼすおそれがないものであること。			
	審査基準設定年月日	令和6年3月21日	審査基準最終変更年月日	
	標準処理期間	<input checked="" type="checkbox"/> 有（第6条において準用する第4条第1項に該当する場合を含む。） 期間（設置許可30日、変更許可14日） <input type="checkbox"/> 無（根拠：第6条において準用する第4条第2項第1号に該当）		
	標準処理期間設定年月日	令和6年 3月21日	標準処理期間最終変更年月日	
所管部署	消防本部 予防課			
備考				

注 許認可等をするかどうかの判断基準が法令又は条例等において具体的に規定し尽くされているため審査基準を設定する必要がない場合は、その旨及び当該法令の定めを審査基準の内容欄に記載すること。